

「緑と花を育て隊」実施要綱

(名称)

第1条 本組織を「緑と花を育て隊」と称する。

(目的)

第2条 この要綱は、市民、企業及び各種団体等(以下「緑と花を育て隊」という。)が市と協働して、本市を緑と花でいっぱいにするために、花苗や苗木の育成、常盤公園内の花壇の整備や管理等をボランティアで行い、緑化事業計画の目標を実現することを目的とする。

(活動)

第3条 前条の目的を達成するため「緑と花を育て隊」は、苗木や花の圃場、ビニールハウス等の市施設を有効に活用し、以下の取り組みを行う。

- (1) 花壇コンクール用花苗の育成、管理及び配付
- (2) 公共施設の緑化及び街路樹用苗木の育成、管理
- (3) 常盤公園内の花壇の管理
- (4) 枯葉を活用した堆肥づくり
- (5) その他

(活動の期間)

第4条 「緑と花を育て隊」の活動の期間に期限は設定しないが、活動期間中は宇部市ガーデンシティ緑化運動推進委員会に登録するものとする。

(登録)

第5条 「緑と花を育て隊」の登録は、市民、企業及び各種団体とする。

(市及び宇部市ガーデンシティ緑化運動推進委員会の役割)

第6条 宇部市及び宇部市ガーデンシティ緑化運動推進委員会の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「緑と花を育て隊」の構成員を被保険者とする傷害保険等への加入
- (2) 「緑と花を育て隊」の活動に必要な道具等の提供
- (3) その他市長が必要と認める「緑と花を育て隊」の活動に必要な支援

2 前項各号に掲げる事項は、予算の範囲内において行うものとする。

(事故等の対応)

第7条 「緑と花を育て隊」は、ボランティア活動による事故が発生したときは、直ちに市へ連絡するとともに速やかに事故報告書を作成し、市に提出するものとする。

2 「緑と花を育て隊」は、ボランティア活動によって生じた損害等について、市が加入した傷害保険等で賄われない損害等については市に請求しないものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、「緑と花を育て隊」の実施に必要な事項は、市が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月5日から施行する。

この要綱は、平成26年8月8日から施行する。

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。